

柏市都市計画道路の見直し検討

<報告事項>

都市計画道路とは・・・法律（都市計画法）に基づいて、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことで、都市の将来像を踏まえて都市計画決定を経て、計画される道路。



都市計画道路区域内の建築制限・・・都市計画道路区域内では、将来的に道路整備が円滑に進むように、建物を強固な構造にできないことや建物の階数を2階以下としなければならない等の建物の建築に際して、一定の制限がかかる。

都市計画道路の実態と課題・・・都市計画決定されても、整備されない長期的な未整備路線が多く、長期にわたる建築制限が全国的に課題になっている。

<柏市都市計画道路の見直し検討> 概要

■検討の背景・柏市の現状

【検討の背景】

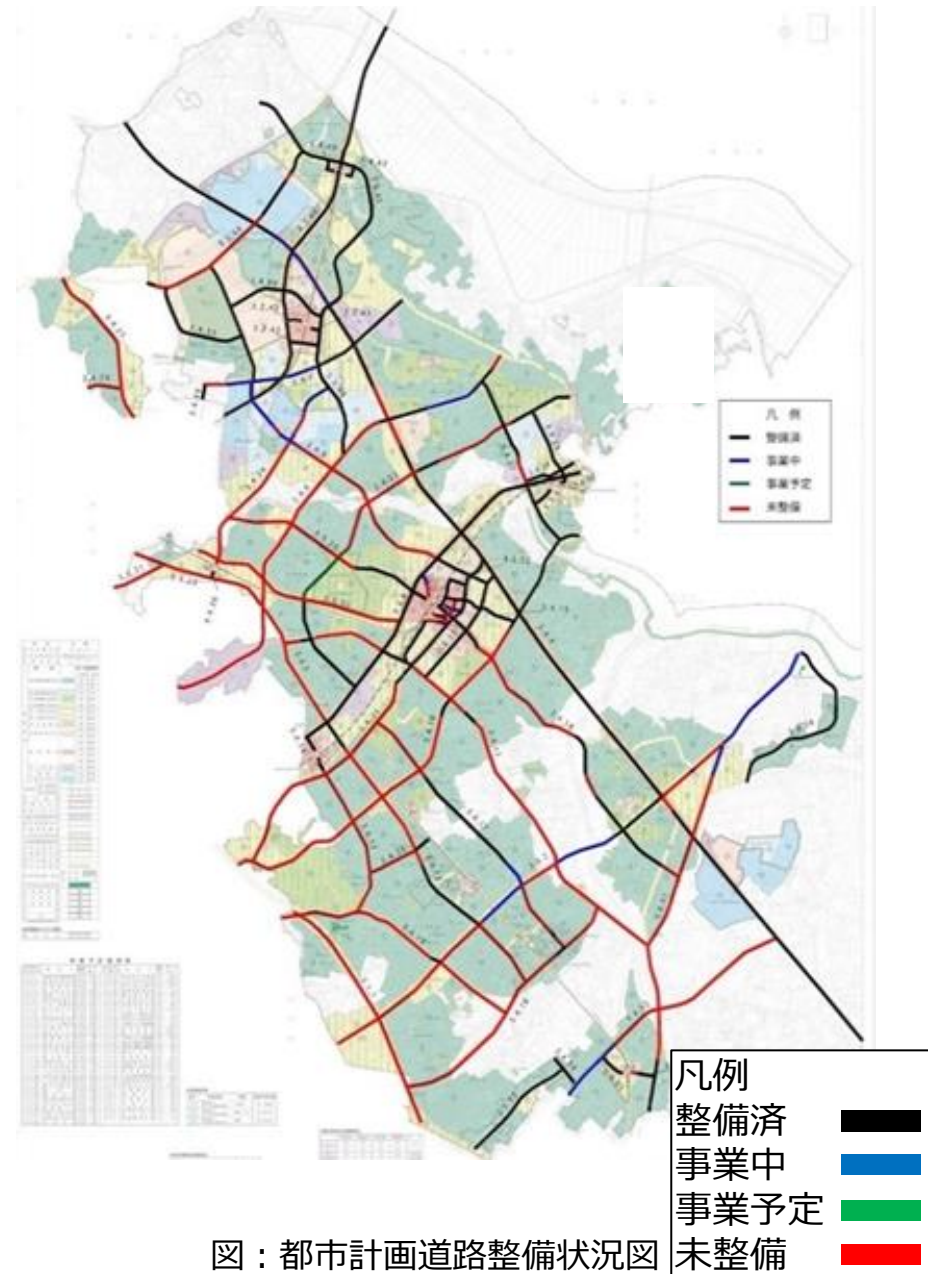
- 「都市計画運用指針」より，都市計画道路の必要性について検証し，適宜見直しを行うこと。特に，
 - ①長期にわたり未着手
 - ②計画決定時より状況が変化の路線について，見直しが望ましいとされている。

【柏市の現状】

- 柏都市計画道路(総延長150.1km)のR5.3.31現在の整備率は40.2% (過去10年間の整備延長は約4km)
- 未整備路線の多くは都市計画決定から約40年以上が経過



人口減少や交通需要の変化，社会情勢に対応した都市計画道路が求められている。



<柏市都市計画道路の見直し検討> 概要

■都市計画道路見直し方針の検討 全体スケジュール（実施状況）

【実施済】

R4年度 R5年度

交通量推計業務委託

見直し方針策定の準備
交通量推計業務委託の整理

【実施中】

R6・R7年度

見直し方針(案)の検討

庁内検討

見直し候補路線の選定

庁内検討

住民説明会

パブコメ募集

都計審報告

見直し方針の公表

R8年度以降

廃止・見直しの再検討
説明会等の実施
都市計画変更の手続き

R6・県ガイドラインを踏まえ、柏市独自の**評価項目等**を設定。

・県ガイドライン第2段階における見直し候補路線の抽出

R7・県ガイドライン第3段階（将来交通量の変化等の確認）